

平成28年 第3回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 平成28年3月25日(金)
午後2時58分～午後5時35分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 委員会室
3. 出席した委員
教育委員長 三宅 義雅
委員長職務代理 山崎 裕行
委員 西 育代
委員 田中 保和
教育長 吉原 孝
4. 出席した職員
教育監 蛇草 真也
次長兼教育総務課長 中野 佳彦
次長兼社会教育課長 井須 浩嘉
次長兼文化財課長 藤田 裕邦
次長兼図書課長 真野 繕意
スポーツ推進課長 一松 孝博
学務課長 松田 成史
指導課長 野間 浩一
こども未来部長 己波 敬子
次長兼こども育成課長 小林 由幸
事務局教育総務課 寺川 款
事務局教育総務課 西川 雅博
5. 議事案件
議案第5号 柏原中学校区学校施設統合整備基本構想および基本計画について
(継続審議)
議案第6号 行政不服審査法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
議案第7号 柏原市就学援助費支給要綱の一部改正について
議案第8号 平成27年度大阪府中学生学びチャレンジテストの結果の公表内容について
議案第9号 柏原市スポーツ推進委員の委嘱について
6. 報告事項 他

7. 会議録の承認及び会議の要旨

三宅委員長： 只今より、平成28年第3回定例教育委員会会議を開催いたします。本日の会議録署名については、山崎 裕行 委員、よろしく願いいたします。まず初めに、平成28年第2回定例教育委員会及び第1回臨時教育委員会の会議録の承認をお願いしたいと思います。会議録につきまして、何かご意見やお気づきの点がございましたらお願いいたします。

委員全員： (会議録の内容について、意見・異議等なし)

三宅委員長： それでは、平成28年第2回定例教育委員会及び第1回臨時教育委員会の会議録は承認することといたします。本日の議事に入ります。本日の議事案件は5件ございます。最初に議案第5号 柏原中学校区学校施設統合整備基本構想および基本計画についてですが、これは継続審議となっております件でございますが、追加説明がありましたら教育総務課からお願いします。

中野次長： 議案第5号 柏原中学校区学校施設統合整備基本構想および基本計画について、教育総務課からご説明申し上げます。内容につきましては、お手元に配布しております「柏原中学校区学校施設統合整備基本構想・基本計画」という表紙のものをご覧ください。今回につきましては、前回からの変更点ということで、ご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。まず、1番大きく変わりますのは、前回2冊になっておりましたけれども、今回は合冊ということにさせていただきました。目次につきましても合冊という形でページ番号が変更になっております。順番は変わっておりませんが、そういう形にさせていただきましたので、よろしく願いいたします。1ページにつきましては、基本構想の背景・目的ということでございます。これにつきましては、前回と変わっておりますのは、下から3行目「施設一体型小中一貫校としての整備を検討することとした」というように訂正しております。次に2ページの1番上の2基本構想の概要のところの内容を簡単に目的ということですが、「基本構想は柏原中学校区の概要・計画学級数等の整備目標・施設整備に関する整備方針等を整理することを目的とする」と、この部分を挿入させていただきました。これの前の部分、内容の整理ということで入れさせていただきました。続きまして、3ページ、柏原中学校区の小・中学校の概要ですが、前回学校の沿革のところ、かなり学校の部分で差がありましたので、今回は施設に関することだけという形でまとめさせていただきましたので、柏原小学校のところでは、「明治20年3月 柏原尋常小学校と改称」というのを削除させていただきました。それから、柏原東小学校につきましては、「昭和29年 校歌制定」から「昭和33年10月 柏原市立柏原東小学校と改称」までの3行を削除させていただいたのと、後半の「創立50周年式典」、「60周年式典」部分を削除させていただきました。それから柏原中学校につきましては、「昭和33年10月 校名変更」という部分と「平成19年 創立60周年記念式典」という部分を削除させていただきまして、主に施設部分の改修という部分を中心をおきましてそのように変えさせていただきました。次に5ページをお開き願います。真ん中ぐらいですが、柏原中学校の基本方針、教育目標の後に出典としまして、丸括弧書きで「(出典：各校学校経営方針、ホームページから抜粋)」というのを挿入

させていただきました。続いて6ページ在籍児童・生徒数・学級数のところの下から2行目の「特別支援学級」数とさせていただいておりましたが、特別を削除し、「支援学級」とさせていただきます。それから(2)番の将来推計、前は1行目のところですがけれども、平成32年度中には、「児童数約700人」となっていましたけれども、後半に出てきます開校予定が平成33年度ということでしたので、平成33年度には「児童数約680人」ということで変えさせていただきました。少し進んでいただきまして、18ページの計画学級数のところで、小学校・中学校の「特別支援学級」としておりましたのを「支援学級」と変更させていただきました。それから次の19ページ、整備方針の校舎のところですが、2つめの項目のところの前半部分ですがけれども、「各教室への空調設備、トイレ環境の整備など」というところを挿入させていただきました。20ページですが、2ヶ所ほどJR「関西本線」となっているのですがけれども、「大和路線」と変えさせていただきたいと思っています。本来、間違いではないのですが、今主に使われているのが、大和路線となっていますのでよろしくお願いします。続きまして、22ページをお開き下さい。22ページのところの現況配置図のところですがけれども、「開発公社先行取得用地」というのが抜けておりました。それから既存幼稚園となっておりましたけれども、「既存旧幼稚園」ということで変更させていただきました。続きまして、23ページにつきましては、図面の関係ですがけれども、写真の敷地境界図のところですがけれども、線路側の部分がガタガタになっていましたが、まっすぐに直させていただきました。次に25ページをお開き下さい。ここも計画学級数と必要諸室のところ、「特別支援学級」といいますが、全部で3か所出てきます。そこにつきまして「支援学級」という形で変更させていただきました。次の26ページ、これは前回にお話させていただいた部分ですがけれども、必要諸室リストから生活科教室というのが全く0になっていましたので、削除させていただきました。次の27ページの配置案のところにはJR「関西本線」が出てきますので、これも「大和路線」と訂正させていただきたいと思います。それからA案の配置計画の図面の線路側が入り組んだ形になっていましたので、まっすぐに直しました。続きまして、28ページ教室のところ②の「支援教室」、これは「特別支援教室」になっていたところですが。これにつきましても特別を削除させていただいて「支援教室」というようにさせていただきました。そのあと「中学校4教室として、そのあと間仕切りを設ける等」というところを挿入させていただきました。それから下の(2)特別教室の①理科教室、2点目「臭気の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とする」という部分を挿入させていただきました③の音楽教室の2点目「音楽準備室を各教室に1教室ずつ設け、授業用、クラブ用を含め、十分な楽器収納量を確保する。」というところを挿入させていただきました。次に30ページをお願いします。(3)の管理諸室の⑥教育相談室の3項目「中学生の進路指導にも対応できるよう、必要な設備等を整備する計画とする」という部分を挿入させていただきました。続きまして、32ページの(7)グラウンドの2点目の項目ですが、実はここには150mトラックしか載っていませんでしたのでけれども、図面上は250mトラック、サブグラウンドについては120mトラックということですので、その部分を訂正させていただきました。グラウンドは250mトラック、サブグラウンドは120

mトラック及び直線50m直線コースということが変えさせていただきました。次に40ページから42ページまでの図面のところ線路側のところをまっすぐに直しておりますので、次の43ページ、これが前回お話ししておりました概算事業費につきまして、でございます。概算事業費につきまして、最後まで出てきていなかったのですけれども、今回最後ということで委託業者から新規で概算事業費についてということで、入れさせていただいております。この中で前回から変わっているところがございます。A案の80億円、B案78億円、C案75億円となっております。実はB案の事業費が一番安くなるのではないかと当初報告を受けておったのですけれども、やはり2年ほど工期が長くなるという部分がございますので、概算事業費は実際のところC案よりは増えるという形になると思います。今回、そういう形で報告がきています。これにつきましては消費税抜きの金額でございます。それから44ページ、最後のページですけれども、前回何年目という話があったと思いますけれども、B案について、1番最後の6年目の下のところで、小学校新校舎使用開始というところは(7年目～)ということを挿入させていただきました。以上前回からの変更点ということで説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

三宅委員長： 大きな資料となっております。変更点について、説明がありましたけれども、何かご質問等はございますか。

田中委員： A案とB案では、2年違うということですね。

中野次長： そうです。

山崎委員： それでは、A案は5年目の最初から使えるということですね。

中野次長： 仮設校舎がございませう。

三宅委員長： A案とC案は同じ時期に使用開始可能だということですね。

中野次長： 書いておりますけれども、この1年目、2年目の最初にPFIの事業のアドバイザー業務というものもございませうし、基本設計というものも予定しておりますから、始まりはこうなっておりますけれども、その前に前回と同じですけれども、計画地全体の境界確定、敷地調査及び地盤調査、その前に開発公社の先行取得用地の購入、この4点です必要になってきます。その後のPFI事業、最初の15ヶ月、3ヶ月、9ヶ月ということで、この表につきましては、そのあとの話です。

三宅委員長： この表プラス、その前に準備があるということですね。

田中委員： 2年以上かかるのですね。

吉原教育長： 用地の買い戻しと境界を決める、地盤調査、1年以上かかるのですね。

三宅委員長： 最初の案の表では、1番早くて平成33年という計画ではなかったですか。

中野次長： そうです。

三宅委員長： 場合によれば、それが延びるということですか。

中野次長： 前段階で延びる可能性はあります。最短ということで、平成33年という形になります。

田中委員： 44ページの表に書いてある15ヶ月と9ヶ月、3ヶ月と書いてありますね。

これ全部、これに足すということですか。並行するのですか。

中野次長： 一部並行ですが、ほとんどが前段階です。

田中委員 : 前段階ですのですね、ということは2年以上かかるのですね。

中野次長 : 基本設計、実施設計については、中に入りますけれどもPFI事業アドバイザー業務というのは、前段階に入ってくると思います。

田中委員 : 基本設計と実施設計は入っているから、15ヶ月だけプラスになる。

三宅委員長 : 1年目、2年目ところの実施設計は、3年目にかかる形ですね。

田中委員 : プラスではないのか。

山崎委員 : 前の話では、この5年目が平成33年ですね。

中野次長 : 最短でということです。

山崎委員 : 最短でと言っていたのですね。

田中委員 : 更にB案だと2年遅れる。

吉原教育長 : 中学校は耐震補強をせずにしていますので、できるだけ早く対応したい。

三宅委員長 : 早くしないと、やはり問題が生じてくる。小学校のいずれも耐震化工事は行うのですね。

吉原教育長 : この夏以降で耐震化工事をすると思いますので、施設一体型の合意形成に6年7年かかっても、安全面は大丈夫です。

三宅委員長 : 少なくとも、4年目、中学校が使えるようになるのが、早くて4年目ですか。

吉原教育長 : いいえ、新校舎使用開始は5年目です。

田中委員 : B案では、小学校は2年遅れる。

三宅委員長 : その間、耐震を本当にどうするのかというような話も出てきてしまうかもしれませんが、できるだけ速やかにこれは進めてもらわないといけないことになってきますが、やはり子どもの安全第一ということで考えていかないといけません。何か他に質問等はございませんか。変更点は、ほとんどが文章：文字の訂正・削除といったところでした。

山崎委員 : いずれにしても、委員会としては、子どもたちの教育なので、できるだけ早く子どもたちに良い環境を整えてあげることが大事だと思います。

吉原教育長 : 新年度に入ってから早々に総合教育会議を開いていただくような段取りを考えていただいていますので、この案件とか、適正配置のこととか、それから幼稚園と保育所の統合計画等も市長と一緒に議論して、財政上の問題が一番大きいのでどうするのか。全く目途が立たなければ、それこそ中学校もこれから耐震化工事をするというのもあり得るのではないのですけれども、ただ耐用年数を過ぎていた校舎を補強するのかということになると、逆に無駄なのかなという気がいたしますので、その辺はしっかり市長と議論したいと思います。

中野次長 : 委託業者からの「PFI事業導入可能性調査報告書」につきましても、後ほど報告させていただきます。この後、市長に基本構想・基本計画、及びPFI事業導入可能性を報告した上で、その後に市議会の方にも報告に参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。また公開につきましては、議会に報告後、何らかの形で報告ということで検討させていただきます。よろしくお願ひいたします。

三宅委員長 : 特に外部に対しては、情報公開はできるだけ丁寧にしていただきたいと思います。

ます。

田中委員： 今回の議案ですけれども、このままA案・B案・C案を3つ出すという形で提案という形でいいのですか。ここで1つに絞るわけではないですね。

中野次長： PFIの可能性の報告につきましては、当初金額的に一番安くなるのではないかとということで、B案中心で報告をしていますので、計画としては3案あるという形で、この中ではそういうようにさせていただいております。

田中委員： そこが変わりましたのでね。

三宅委員長： 絞り込みは取り敢えず、ここではしないということで、並行して掲げていくということですね。

田中委員： この形で出すということでいいのですね。

三宅委員長： 他にご意見等はございますか。

委員全員： (質問・意見等なし)

三宅委員長： それでは議案第5号 柏原中学校区学校施設統合整備基本構想および基本計画について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員全員： (異議等なし)

三宅委員長： 議案第5号 柏原中学校区学校施設統合整備基本構想および基本計画については、原案のとおり決定することといたします。続きまして、議案第6号 行政不服審査法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会規則の整備に関する規則の制定について担当課から説明をお願いします。

中野次長： 続きまして、教育総務課からご説明申し上げます。議案第6号 行政不服審査法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会規則の整備に関する規則の制定について、でございます。かなりの量がございます。今回、教育委員会規則第〇〇号という冊子、約58ページの冊子と併せまして、新旧対照表が14ページのものがあります。その内容につきまして、全てを読んでいきますとかなりの時間を要しますので、変更点の概要ということで、まとめさせていただいたものがございますので、それに基づきまして、ご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。変更点の概要をご覧ください。今回、変更点、関係法令の改正によるものでございます。行政不服審査法、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び行政手続法につきまして、この三法の改正及び新設がありましたので、これが平成26年6月13日に公布されまして、施行が4にございます平成28年4月1日ということになります。また昨日、3月24日柏原市議会平成28年第1回定例会におきましても、関係条例につきましても、制定されたものでございます。今回、本市教育委員会に係る規則等の改正について、教育委員会会議での承認をお願いするものでございます。次に3の変更点でございます。1点目といたしまして、審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入でございます。審理員と申しますのは、処分等に関与しない職員、また有識者から成る第三者機関が審査庁の判断をチェックするというものでございます。ただし、教育委員会が審査庁として審査する場合は上記の適用はございませんので、よろしく願いいたします。これは、教育委員会自体が審査し、裁決するというところでございます。2点目といたしまして、不服申立ての手続を「審査請求」

に一元化するものでございます。従いまして「異議申立て」手続は廃止されます。続きまして、3点目としまして、審査請求をすることができる期間、審査請求期間といいますが、現行60日が3か月に延長されるものでございます。続きまして、「行政不服審査法改正に伴う教育委員会規則改正について」という標題のものを見ていただきたいと思います。1番目といたしまして、改正対象規則の一覧でございます。「柏原市教育委員会教育長に対する事務委任規則」から12の規則の改正を行います。規則改正の主な内容につきましては、先程も申し上げましたとおり、不服申し立ての手続きの審査請求と裁決、これを一元化するというものでございます。それから申し立て期間につきましては、60日から3ヶ月とするということでございます。審査請求及び教示の種類でございます。分類としまして、①施設の使用許可、教示分は「教育委員会の処分であっても、市長に審査請求（指定管理者含む）」、これにつきましては、地方自治法第238条の7、第244条の4に基づくものでございます。②としまして、使用料の減免等、その他で、教育委員会への審査請求でございます。行政不服審査法に基づくものでございます。申請に対する処分の整理ということでございます。申請に対してはその適否を示すよう条文、様式を整理させていただきました。よって、使用許可申請というのは、使用許可と不許可の旨の書面、それから減免申請につきましても、減免承認通知と減免不承認通知という形でさせていただきこととなります。次に改正規則の施行について経過措置がございます。今回、教育委員会会議に上程させていただきました。施行日は平成28年4月1日とさせていただきました。経過措置につきましては、「この規則の施行前にされた処分又は申請に係る柏原市教育委員会の不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例とする。」ということでございます。そのイメージが下にあります。旧制度、平成28年4月1日を境に、こういう形で見ただけならよいかと思っております。その他の関連案件といたしまして、就学援助、学務課の担当でございます。要綱による公権力の行使に該当するため、行政不服審査法の対象となります。独自の不服申立て制度につきましては、法に基づく不服申立て制度に変更されます。教育委員会で審査、裁決されます。平成29年度から実施根拠を要綱から教育委員会規則に変更する予定でございます。これにつきましては、現在、法務課と協議中でございます。2番目の柏原市民文化会館関係、社会教育課で、指定管理者が行う施設の利用する権利に関する処分についても不服申立ての対象となります。3番目の柏原市都市公園条例施行規則、社会教育課の一部がありますので、有料公園施設の許可については事務委任により教育委員会の権限でございます。市長部局の規則なので、教育委員会議決は必要ございません。規則の改正、公布の担当は市長部局の公園緑地課が担当となります。それから4番目、公立幼稚園の入園許可につきましては、こども育成課でございますけれども、幼稚園の入園許可は、条例・規則による行政処分に該当、審査請求があった場合は教育委員会で処理という形になります。前のページにございます2規則改正の主な内容の(1)～②のその他に該当するということでございます。事務処理のスケジュールにつきましては、現時点の定例教育委員会会議に上程させていただいている段階で、本日議決が得られれば、これをもって、3月公布する予定をさせていただいております。例規審査会につきましては、未定でございますので、前もって法務課と調整を行っておりますので、最終例規審査会の

方で文章の整理、文言の修正程度だと思しますので、それでご了承いただけたらと思います。あと主に使用許可の場合の教示分と、資料2で整備規則の関係です。それから資料3で様式の改正の一覧表をつけさせていただいております。それから資料4で実際に使用する書類の変更、それから資料5としまして許可しない時の書面についてという形でつけさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

三宅委員長： 議案第6号 行政不服審査法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会規則の整備に関する規則の制定について、説明がありました但何かご質問等はございますか。

田中委員： 最初の変更点概要版の方ですが、3の①の下の教育委員会がと網掛けしている部分で、上記の適用はないとありますが、この上記はどこまでかかっていますか。意味がよくわからない。

吉原教育長： ①で書いてあることが、全部適用がない。

中野次長： 適用がないです。

吉原教育長： 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続は教育委員会はいらないのですね。

中野次長： はい、そうです。

吉原教育長： 適用除外ということですね。

田中委員： 教育委員会で審査しなさいということですね。

中野次長： 今、言っておりますのは、こちらの方の②の方にあたっています。

田中委員： 教育委員会が処分に関与することだと、どうなります。

三宅委員長： それは少し、気になります。

田中委員： 何でもということになってきます。例えば、人事異動を命ずるのは教育委員会ですね。それに対する不服申し立てをしたら、教育委員会が審査したら、それでいいのかな。大阪府では人事委員会ですね。

吉原教育長： そうですね。

三宅委員長： これは変更点だけが、抜粋されているので前後の関係が、本文の方にあるから、探し出していかないといけないかなと思います。

中野次長： 今回、主に改正させていただいている部分は、施設の関係が大部分です。

吉原教育長： 施設以外で、先程の例にあったような人事異動のような不服申し立てとかというのは、ここに規則が並んでいますけれども、何かありますか。

中野次長： 行政不服審査法というのは、一般的に考えますと、市民が市に対して行われる部分なので、今お話に出ている教職員の関係とは違ってきます。

吉原教育長： 就学援助は、これにはあたらないね。

山崎委員： この規則の中には、就学援助は入っていないけれど。

中野次長： これにつきましては、法務課と協議をしているのですけれども、市全体の中でもそういう部分も少し違ってくる部分は出てくるのではないかということ、平成29年度にまとまってするということです。

山崎委員： 就学援助も規則を持っているのではないですか。しかし、そのほかの関連案

件では出てくるけれど、改正規則対照一覧には出てこないね。

中野次長：現時点では、法に基づく不服申し立て制度になりますから、その中で規則として改めて入れるという形で考えています。

吉原教育長：減免は減免規則で法に基づかないで異議申し立てをするということですか。いずれにしても公平性の向上を謳っているから、いくつか例にあがってきたところも、リサーチをしていく必要はありますね。

三宅委員長：説明があったように、これ自体がどちらかというと施設の使用の許可・不許可に対する不服審査の問題かと思います。山崎委員が言われたように、減免だとか就学援助等に関しましては、違った側面になってくるかなと思いますね。しかし、1つの例として、大きな捉え方、くくりでは捉えておかないと、考えていかないといけない部分になると思うのですが、これはまた法務課との打ち合わせの中で進めていただくといいと思います。今、説明のあった変更点の内容につきまして、何かご意見などはございませんか。ご質問を含めて規則等は一度決めてしまうと、なかなか後からの変更は難しいということで、考えられる問題点を全部挙げていただいて議論したうえで決定していく方がいいと思います。

田中委員：法改正に伴うものなので、他市の規則も同じだと思いますので、そこは確認していただいたらよいかと思います。

三宅委員長：他に何かご意見・ご質問はございますか。

委員全員：（意見・質問等なし）

三宅委員長：それでは議案第6号 行政不服審査法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会規則の整備に関する規則の制定について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員全員：（異議等なし）

三宅委員長：議案第6号 行政不服審査法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会規則の整備に関する規則の制定については、原案のとおり決定することといたします。続きまして、議案第7号 柏原市就学援助費支給要綱の一部改正について、担当課から説明をお願いします。

松田課長：議案第7号 柏原市就学援助費支給要綱の一部改正について、学務課よりご説明申し上げます。資料の8ページの新旧対照表をご覧ください。大きく2点の変更点がございます。目的のところでございますが、下線を引いてあります改正前は「第19条及び第49条の規定に基づき」というようなところでしたが、改正後は「第19条」にしております。なぜかと申し上げますと学校教育法第49条を見ても就学援助については記載になっておりました。学校教育法制定当初は、恐らく就学援助関係のことが記載されていたと思いますが、現在は小学校の教育に関する条文を、中学校にも準用するとそういった規定になっております。ですので、この部分については削除させていただきたいと思っております。これが1点でございます。もう1点につきましては、新入学学用品費という費目が就学援助にありますけれども、こちらには書いておりませんが、従来は小学校1年生と中学校1年生に新入学学用品費というのを支払っていましたが、できるだけタイムリーな支給がいいというようなご意見をいただきましたので、中学校1年

生で支給していたものを小学校6年生に支給しましょうと、そういうような平成28年度からそういうようなことを行います。それに伴っての改正でございます。新旧対照表には追加で書いてある部分が全てでございますので、本文の方を見ていただけたらと思います。5ページをご覧ください。今、ご説明申し上げましたとおり、新入学学用品費ですが第6条の(3)新入学学用品費とあります。これは平成27年度までは小学校1年生と中学校1年生に支給しておりましたが、平成28年度からは小学校1年生のみを対象としたいと考えております。そして中学校1年生に支給していたものを新たに(9)中学校入学準備金として付け加えさせていただきます。これにつきましては、小学校6年生のみ、小学校6年生の3月頃になるかと思えます。中学校入学準備金として支給するというような意味合いでございます。それに伴いまして第6条の第3項ですね「同条第1項第3号は、小学校1年生の保護者を対象とする。」という文言を追加させていただきたいと思えます。新入学学用品費小学校1年生の保護者だけですと、そして第4項には「同条第1項第9号は、小学校6年生の保護者を対象」としますという形で説明させていただいております。これで運用の方を考えようと思っておったのですが、実は今年の小学校6年生の子どもたちには、来年度については今年の小学校6年生には支給されませんので、来年中学校1年生になった時点で認定されましても、なくなってしまう。中学校1年生ですから支払いませんというようなことになりますので、それでは不具合があるということですので、7ページをご覧ください。経過措置というところで第6条第3項の従来の新入学学用品費の規定につきましては、平成29年度4月1日から新たな意味合いでスタートします。それまでは「小学校1年生と中学校1年生の保護者を対象とする」という具合に来年度につきましては小学校6年生の子どもたちにも中学校1年生の子どもたちにも支給しますよという意味合いで記入させていただいております。以上でございます。ご審議、よろしくお願いたします。

三宅委員長： 学務課から説明がありましたが、特に中学校への進学時、この時の就学援助費の支給をできるだけ前倒しして、小学校6年生の3月頃、卒業式の前ぐらいですか、或いは後になるかもわかりませんが、その時期に支給するような形にしたいということで、説明があったような改正を行いたいということでございます。ただし平成28年度は中学生については今までどおりの形でいくという、去年から新たな措置に基づいて支給するということですか。何かご意見・ご質問はございますか。

田中委員： 第6条の(3)のところ、新入学学用品費と、これ新入学ということで小・中学校が今まで入っていたのですね。それで(9)に中学校入学準備金と挿入しているので、(3)のところも小学校入学学用品費に変えてしまった方が、はっきりするのではないかと。後ろの但し書きで、小学校1年生の保護者のみが対象となってしまうので、ここで変えてしまつて方が、はっきりとするのではないかと思うのです。

吉原教育長： そうですね。

田中委員： そこで中学校としているから小学校と書いた方がはっきりとします。

吉原教育長： 新入学学用品費を小学校入学学用品費ですね。

田中委員： そうしたらよいと思えます。但し書きで、中学校入学学用品費はありません

よと言っていることになりますから、それだと初めから小学校入学学用品費にしたらい。

松田課長 : 小学校入学学用品費ですか。

田中委員 : 「新」を「小学校」に置き換えるのです。

松田課長 : 「新」を「小学校」に、わかりました。

山崎委員 : この学用品費と新入学学用品とは、別のもの、違ってきますものね。

三宅委員長 : 違うものです。

山崎委員 : 今言われた意見でもいいのではないですか。

吉原教育長 : 入学学用品費、入学時の学用品費。

山崎委員 : 小学校への入学。

松田課長 : そうなりますと、第3項、第4項につきましては、但し書きは不要になりますか。

田中委員 : いいえ、必要です。保護者が対象ですから、保護者が対象というのは、小学校1年生の保護者とか、小学校6年生の保護者は必要だと思います。

松田課長 : これはこのままですね。

田中委員 : 違和感があったのは、(3)のところで、ここで中学校1年生は入りませんよと暗に含んでいるのがおかしいなと思ったのです。新入学だけにして、小学校を入れたら、但し書きも入れてもいいと思います。

松田課長 : この中で第3項、第4項の文言でございしますが、同条という言葉が最初についておりますが、同条という文言については必要ないのではないかとということで、この同条という文言を削除させていただけたらと思っています。

三宅委員長 : 同じ第6条の中の項目だから、同条は要らないですね。

松田課長 : それでは、どちらもこの「同条」は削除させていただきます。

三宅委員長 : その上で、新入学学用品費とあるところを小学校入学学用品費としてしまうと、下の方の第3項の「第1項第3号は小学校1年生の保護者を対象とする」というところは、上の方で小学校と規定しているから、これは要らなくなる。

田中委員 : 保護者対象だから要らないか。

吉原教育長 : 保護者対象というのは、4ページ第2条で児童及び生徒の保護者に支給するとなっています。児童及び生徒、これは学用品費とか中学校入学準備金は児童に支給ではなく、これだけは保護者に支給するということを言っている訳ですね。そういう意味では要る。

田中委員 : 入れておいてもよい。

吉原教育長 : ただ7ページの経過措置で「それまでは、小学校1年生および中学校1年生の保護者を対象とする。」ということは、平成28年度中は中学1年生には出すのであったら、ただ(3)の小学校入学学用品費という費目では出しにくい。そういうことになるのではないか、これは経過措置の書き方を工夫すればいける。「なお、従前の規定の例による」とかと言っておけば、それについては法務課とよく相談して、ルールがあるはずですよ。

松田課長 : 経過措置の方ですね。

吉原教育長 : 経過措置の「それまでは」と書かれている部分を「従前の例に」等にか

える。

田中委員：　　そうです。そこを変えたらよいだけです。

吉原教育長：　従前の例ということは、改正前の要綱で読みなさい。

田中委員：　　小学校でもいいのですね。平成29年4月1日ですから。

三宅委員長：　他に何かご意見、ご質問はございませんか。新旧対象表の一番下のところも含めてです。

吉原教育長：　趣旨はこれでわかりましたので、文言だけを法務課の方で確認をしてください。

三宅委員長：　他にご質問、ご意見などはございませんか。

委員全員：　　（意見・質問等なし）

三宅委員長：　議案第7号 柏原市就学援助費支給要綱の一部改正について、原案を一部修正し、決定してよろしいですか。

委員全員：　　（異議等なし）

三宅委員長：　それでは議案第7号 柏原市就学援助費支給要綱の一部改正については、原案を一部修正して決定することといたします。続きまして、議案第8号 平成27年度大阪府中学生学びチャレンジテストの結果の公表内容について、担当課から説明をお願いします。

野間課長：　　議案第8号平成27年度大阪府中学生学びチャレンジテストの結果の公表内容について指導課よりご説明申し上げます。略しまして、以下「チャレンジテスト」と呼ばせていただきたいと思っております。別冊をご覧ください。平成27年度大阪府中学生学びチャレンジテストの結果について、でございます。別添の冊子をご覧ください。調査の目的を府の要項通り、5点挙げております。続いて「調査の概要」でございますが、調査日・対象学年・調査内容を記載しております。中学1年生につきましては国語・数学・英語の3教科とアンケート調査、2年生につきましては国・数・英に加え理科A/B、社会A/B/Cとアンケート調査でございます。3ページ以降は各学年・教科別の調査結果となっております。赤のレーダーチャートの方が、本年度となっております。中学1年生でございますが、3教科とも大阪府の平均を下回る結果となっております。2年生は国語が0.1P上回りましたが、数学・英語科とも下回る結果となりました。しかし、国語と数学科のレーダーチャートをご覧くださいますと、平成27年度の大阪府平均とほぼ重なる傾向がございます、本市の状況は数学科におきまして、大阪府の平均とほぼ同じと考えられます。しかし、英語科におきましては、1学年、2学年とも課題があります。特に、記述式や書くことに関しては、乖離率が高く、市全体で取り組んでいく必要があると思っております。他方、生徒質問紙において特徴的なものは、各教科において「授業が分かりやすい」という問いに対する回答が全体的に府平均より低く、当たり前でございますが、授業改善に取り組まなければならないということでございます。来年度、これらの課題を受けまして、より普遍的な柏原の幼小中一貫教育の取組をすすめ、効果的な取組みを共有するとともに、中学校区ごとに指導主事を配置するなど、積極的に学校現場の方に出向き、現場と委員会と連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上、チャレンジテストの公表につきまして、ご審議をお願いいたします。

三宅委員長： 何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。これ前年度、平成26年度と同じチャレンジテストの結果の今後の取組みと比べて、ここに書いてある内容と比較しても、大きく変わっていない点が。先程、英語の記述式のところですか、そのところ、かなり低い、乖離しているというお話でしたけれども、記述式の問題に関するあれは、これは英語に限らず数学、或いは国語についても、やはり乖離率は高いかなという気がしているのですけれども、これは今までの傾向とあまり変わっていない。確かに良くなった成果として、記述式の部分も増えている部分はありますが、どちらかというところ、全体的を通して、記述式、各表現力、そういったところは少し落ちているかなという気がしますが、アンケートの中の多分これ、そういうあれだと思いますが、1番最後のページ、指導方法の工夫改善についてという中のB学習規律と学習習慣の定着というところで、自学自習力の育成（家庭学習の手引き、宿題の組織的な推進）というようなあれがあがっていますけれども、宿題の組織的な推進というところが、SAS等、実際に取組み等してもらっている、そういうものを少しフルに使えるような形にして、次年度以降も考えてほしいなと思うことと、それから「家庭学習の手引き」は前回のときも山崎委員からも言われていたと思いますけれども、作っているところと作っていない学校あると言う話があったと思います。だから、その辺りもできれば教育委員会の方で作るなり、もちろん学校に任せている部分もありますけれども、もしそうするとしたら、各学校で全部同じように内容は一緒ではなくて多少独自性があってもいいと思いますけれども、そういうものを作って徹底していくということは必要ではないかなと思います。ただ、子どもに渡して持って帰ってもらうだけだと、これは本当に横に放置されてしまうことも考えられるので、授業参観のときだとか、そういう機会を通して、直接保護者に手渡して見ていただくような、そういう機会を作ってもらうことも大事ではないかなと思います。

吉原教育長： ④の中学校2年生の国語の平成26年度の柏原市が高いのです。きれいな円になっていて平成27年度の柏原市と大阪府のグラフはほぼ一緒になっていて、これはデータの取り方を間違っていないですね。

三宅委員長： 手元に平成26年度の資料がありますが、現実にはそんなのです。

田中委員： 問題の難易度が異なるのですね

三宅委員長： 平成26年度の際は大阪府もきれいな円、こういう状態で、ただ今回は問題の難易度がかなり上がっているということですか。

吉原教育長： 記述式が全体的に難しく。

田中委員： 思考力・判断力・表現力を重視しているから、難しくしている。

吉原教育長： そちらを難しくしているわけですね。

山崎委員： 全国学力テストと体力・運動能力テストもあります。チャレンジテストもあり、今年から柏原市独自のテストもやろうかと、何とか皆で学校をバックアップしようと、応援しようと先生たちに頑張ってもらいたいと思って、取組みを進めていただいているなと思い、大変喜んでいただけるとは思いますが、しかしこのチャレンジテストの結果は、やはり子どもたちや保護者や市民の皆様の期待に応えていないと思います。やはり期待には応えなければ、プロの先生としては応えていかなければいけないだろうなと思います。どのよう

に教育委員会がサポートできるかというのも、ぜひ来年度以降ですね、本当に力を入れてお願いをしたいと思います。正答率について、私は中学校について、よくわからないところがありますが、それでも正答率が5割を切るとか、5割少ししかないとかねというのは、やはり教えている先生としたら、どうだろうなと思います。平均がそうなっているのですね。それから子どもたちのアンケート調査によれば中学校1年生の英語の授業だとか、中学校2年生の国語の授業だとかは、子どもたちの意見としては、「あてはまる」「どちらかといえば、あてはまる」の割合が非常に少ないではないですか。このようなものを先生が見たら、私が教えているというところで見たら、やはり大きな反省もあるだろうと思います。学校も教育委員会も、この最後にある成果と課題については、このように大まかなことではなくて、もっと細かい、この部分がやはり力が弱いよと、記述式はやはり弱いよと、そう言えばそういう授業していないとか、これについては、していかないといけないとか、というのを細かくね、こんなところで、大げさにしていることではなくて、細かく各学校と・担当指導主事がいるのですね、そうしたら、ぜひ詰めてもらいたいね。私の授業のどこが弱いのだろうとか、どこを手直ししていったらいいのだろうかということ、ぜひ学校と詰めて授業改善を進めてもらいたいなど、もっと各学校のテスト結果から一杯課題を見つけているはずだと思います。成果も見つけているはずだと思います。ここには書いていないような課題が、一杯あるのではないかと思います。それを来年度は克服するようにしてもらいたいと思います。先程、指導方法の工夫改善について言われたけれども、「学習規律と学習習慣の定着」などは、この結果からは出てきません。こんなところからは、出てこないのです。それは全体を通して言えることや柏原市の子どもたちにとって言える。チャレンジテストからわかったことではないですか。そんなことではなくて、もっとそれぞれの学校で、わたしの授業について、このような課題があるから、こういう改善をしていこうというのを、ぜひそれぞれの学校で拾い上げて、そして課題克服のための手立てを一杯打っていただきたい。そのために指導課は、学校を応援していただきたいと思います。この結果は、皆様の期待に応えていないということをよくわかっていただきたいと思います。最後にお聞きしたいのですが、去年も、おととしも毎年こんな状況で下がってきましたということが言われているのだけれども、それぞれの学校の校長先生・教頭先生方は、教育委員会が言っているように危機感をもって、していかねばならないという状況になってきたのでしょうか。どうですか。

野間課長： 教育委員会及び学校長の方は、危機感をもって取組みをしている状況だと思いますが、それが教職員一人一人に行きわたっているかはというと、学校、組織的な取組み等も、まだまだ不足しているというのを否めないと思います。

山崎委員： そういうことは、まだまだすることは一杯あるね。これから、どんどんしていただきたい。小学校もですよ。ぜひ小学校も中学校もお願いします。

三宅委員長： これは教科ごとに、例えば中学校なら中学校の先生方が集まるような全体のそういう場があるのですか。

野間課長： あります。

三宅委員長： そういう中で、こういう試験の、試験だけが全てではないですけども、結

果を見ながら、どう取組んでいくかということを経験者の方から出して行って、皆で全体の科目をそういう形で、ただ校長の方に投げかけだけをして、それで終わりという形にならないように、できるだけ教科の担任の先生方にも、この後ろの方のアンケートの結果等も考慮したうえで、こういう投げかけをして行ってほしいなと思います。

田中委員：このアンケートの結果は、全体の結果しか出ていないのですね。生徒による授業評価をしていると思います。ここ2年程ね。その結果は本人に伝えてはいますね、教員本人にはね。学校全体にはオープンにはしていないけれども、それを校長面談で指導するはずなのですけれども、そこはどうかですか。特に問題教員はデータが悪いのです、授業評価にしても、色々苦情が出てくるところはね。そういう先生たちに対する管理職なり、教育委員会の指導というのは、どういう形でされているのですか。

野間課長：このデータは、学務課の方が持っています。

田中委員：校長は持っていないのですか。

野間課長：校長が持っていて、学務課の方で収集している状況なのですけれども、この面談の方には活用して、使わせていただいている次第です。

田中委員：開示面談で評価して、次の年に設定面談しますね。その時にやはり課題のある先生には、次の目標をしっかりと立ててもらわないといけないので、その辺りが上手くできているのかが、気になります。

野間課長：人事異動等がありますが、評価の方も人事異動の際に全て持って行って、学校長が参考にして、また開示面談に取り組むというように聞いております。

田中委員：そこを有効的に使ってもらえたらと思います。

蛇草教育監：大体は開示していると思います。授業評価については、評価育成の面談、最後の開示面談ですね。そして、それとできるだけ渡すようにして、本人も見て、こういう状況だということをしつかりと自覚してもらえるようにということでは、動かしてはいるのです。今回の結果も特に英語等は非常にショックなことで、もう少しその辺り、小学校と中学校、まさに一貫教育と言いながらですね、スムーズに移行できるようにいいながら、小学校の英語と中学校の英語にギャップあるのですねというようなことが、すごく見てとれる、思うのですね。先程、指摘いただきましたように評価担当者の会と申しますか、その辺りで、小学校の英語科と中学校の英語科の集まりのものと交流をしつかりしていかないといけないなと思います。

三宅委員長：特に小学校の先生、一貫教育だから考えようによっては、小学校6年生と中学校1年生ではなくて、そこは7年、8年、9年と継続していくものだという認識がないといけない。要するに、小学校で終わってしまって、ここで終わり小学校の先生が思ってしまうと、その繋がりがというものがなくなってしまうのです。だから、そういう認識を皆が共有して持っていて、一体型の学校ができれば、全員が職員室の中に一同集まって、そういう話し合いもできる場所ですけれども、今の場合は分離型になっている関係上、なかなか密に連絡を取り難いかもわかりませんが、教科ごとの課題はしっかりと話し合っていて、カリキュラムの上にも反映してほしいなと思います。それと、この正答率が極端に低い英語等は、場合によれば、表現力、表現の能力が、これなんか1年生

の英語、これはあの大阪府も23.2%か、問題そのものの難易度がかなり厳しくなっているのですね。本当はこういう問題を作る時には、極端に低くなる問題は作るべきではないはずなのですが、かなり重点的にそういうところに焦点をあてて、問題をわざとこういう形で出しているのかもしれませんが、あまりバラつきが大きいということになりますと、去年度の国語ではないですけれども、昨年度はグラフの円が大きかったのに、今年度は小さいという形になってしまう。問題によってかなり左右される部分があるとは思いますが、基本的にはやはり学力をつけさせていく、少々難易度が上がっても、ある程度は対応できるような力をつけさせてあげることが大事かなと思います。他に何かご意見、ご質問はございますか。

西 委員： テストの内容を見ていないので、どういう内容なのかというのは、どの位の難しさ、難易度かはわからないのですけれども、結局その学力的なものを定着させていくこと、楽しくて、面白かった、よかったでは済まされない。やはり、そのした内容をしっかりと持ちながら、次の学年にあがっていくということが、すごく大切な積上げではないのかなと思います。1年1年難しくなっていく中で、それを嫌という気持ちを持たずに、次にチャレンジできるという気持ちを先生の指導力でカバーしながら、その子一人一人に対応できること。大体、大阪府と同じような形で、この形を見ているわけで、どことも難しかったところは難しかったのかなと思うのですけれども、その内容はわからないのですけれども、書くことという、中学校でも小学校でも書くことはしないですね、していないですね。書くこと、記述的なものは、やはり中学校からスタートなので、しっかりしていないといけないのかなと思います。

吉原教育長： 平均が大阪府より少し上がった、下がったというよりも、むしろ学級単位で、柏原市の平均よりも自分の持っているクラスはどうなのかというのをしっかり見てもらって、それなら、どこが下がるのかなということを頑張ってもらおう。それをしないことには、全体として上がる。要するに下を少しでも上げていかないと、少しでも柏原市の方がグラフの円が大きかったら、よいというものではないです。柏原市の全体と、自分の教えているクラスはどうだということを、しっかり認識して、だからぜひとも目標設定の時にはそれをどうするのかというのを、抽象的な言い方ではなしに、具体的に何をこうする、そのためには、よくできる先生のこういうところを学べというようなことは、やはり管理職が言って、アドバイスしてあげないといけない。だからそれを積み重ねていくしかないのだと思います。

蛇草教育監： 学力向上対策ということで、来年からプランを立てて、やっていくわけですが、まずは大阪府、先程のお話ではないですけれども、まずは大阪府平均よりは、どうにか増やしたいというのが、全体として考えているところですが、英語はかなり差があるものの、国語については、ほぼ大阪府平均が出てきているということは評価したいなと思うところではあります。もう少しこれを越えていかないといけないということはあると思いますが、学校では取組んでくれているなと思うのです。このテスト結果について、このとおり公表するというので、提案させていただいているのですが、そのことを思いますと、中学校2年生の国語、先程お話に出ましたけれども、平成26年度の

こういうグラフを載せていると、何か誤解を招くのではないか。載せるのであれば、大阪府平均もここに載せるとか、そういう公表の仕方をしないといけないと思いますので、修正させていただいて公表していきたいと思います。

吉原教育長： 問題の内容が違うから、比較する意味がない。今年度の柏原市と大阪府平均を載せるだけでいいですね。

三宅委員長： このチャレンジテストの結果が、ある意味では入試の評価対象となっていくわけです。そういうことを考えたら、本当に上にあげてあげないと、柏原市の学校全体が1校が努力して頑張っている、他の学校の評価を合わせたら、それが評価になってくると下になってしまう学校が出てきて、子どもたちはそれなりの評価をしてもらえないということが出てくる可能性があるのです。そういう意味では先生方も真剣に取り組んでいただければいけない。教育長が先程、言われたように教科の先生が自分のクラスとか自分の教科の成績というのはわかるのだから、その辺の認識をしっかりと持ってもらうというのは、大事ななと思います。ただ試験をした結果、こんな結果だったというだけでは、終わってしまっているともうならない。自分たちの学校、ここの学校の成績が、他の学校の成績と比べて、どうだということは、できれば、ある程度は知っていただくというのは、特に保護者の方々には知っていただけるようなことがあってもいいのかなという気がします。難しい部分はあるかとは思いますが、少し学校間の競争というものがあってもいいのかなと思います。

吉原教育長： 小学校で独自テストをしますから、小学校1年生の時に、ほとんど学校教育を受けていない子どもたちが、学校教育を受けたというスタートとしたら、そこから2年生になる3年生になるという時に、どれだけ伸ばせるかというのを、ある面競うというようなことをしてもらったら、どんどん伸びていく可能性があると思いますね。

西 委員： 競うと言うよりも、こういったデータを基に目標を決められる。弱いところはどこなのかということ、まずしっかりとって、目標に向かって、何をただしていくかということ、やはり学校間というのは、地域性があるのではないかと感じたりします。

吉原教育長： 先生にもあります。クラス替えもするのに、この先生のクラスだけがずっと伸びないというのは、頑張りが足りないと言わざるを得ない。

田中委員： このデータについて、本人はわかるのですか。どこが間違っているのかとか。

野間課長： わかります。

田中委員： 本人に個票みたいなものが、配布されるのですね。

吉原教育長： そこには柏原市の平均があったり、学校の平均があったりしますか。

野間課長： それはないです。

吉原教育長： 個人の成績だけ、そうすると個人の持っているものと、今回公表をするものを見れば、自分はこの辺というのは、わかりますね。

西 委員： そこまで、子どもたちは細かく見るでしょうか。

吉原教育長： 保護者に見てほしいなど。

西 委員： それを見るように家庭に言ってみたりとか、こういう結果ですので、しっかりと家庭の方でも、といったことを少し付け加えた方が、なかなか中学校ではしっかり見

るというのは、学校のテストでもなかなか、あったり、なかつたりするかと思います。

吉原教育長： 高校入試を控えているのに、それではいけません。

野間課長： 保護者の方には周知しております。

田中委員： 今年度、学力調査の結果について、中学校は上がりましたね。大阪府がそれを反映するといった途端に上がったということがあるので彼らなりに精いっぱいしている。

三宅委員長： 大阪府との平均が極端に、乖離するという状況ではなくて、コンマ何ポイントの差であったりするところは結構あると思うのですけれども、それでも、できれば越えて行けるように。

吉原教育長： 勉強ができる環境にはある市であると思いますけれども。

三宅委員長： これはこれ全体が掲載されるのですか。

野間課長： そうです。

吉原教育長： 先程、蛇草教育監が言われたように、平成26年度のデータだけは抜いてです。

三宅委員長： 他に何かご意見、ご質問はございますか。

委員全員： (意見、質問等なし)

三宅委員長： 議案第8号 平成27年度大阪府中学生学びチャレンジテストの結果の公表内容について、原案を一部修正して、決定してよろしいですか。

委員全員： (異議等なし)

三宅委員長： それでは議案第8号 平成27年度大阪府中学生学びチャレンジテストの結果の公表内容については、原案を一部修正して、決定することといたします。続きまして、議案第9号 柏原市スポーツ推進委員の委嘱について、担当課の方から説明をお願いします。

一松課長： 議案第9号 柏原市スポーツ推進委員の委嘱について、担当課のスポーツ推進課からご説明申し上げます。10ページをご覧ください。柏原市スポーツ推進委員について、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、次のとおり委嘱する。委嘱予定者は11ページの名簿のとおりで、今回30名の方々を委嘱する予定です。委嘱年月日は、平成28年4月1日。委嘱期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日まででござ

三宅委員長： 議案第9号 柏原市スポーツ推進委員の委嘱について、スポーツ推進課より説明がありましたが、ご意見、ご質問などはございますか。

委員全員： (意見・質問等なし)

三宅委員長： 議案第9号 柏原市スポーツ推進委員の委嘱について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員全員： (異議等なし)

三宅委員長： 議案第9号 柏原市スポーツ推進委員の委嘱について、原案のとおり決定することといたします。本日の議事案件は以上です。報告事項がございましたら、お願いいたします。

中野次長： 【柏原中学校区学校施設統合整備PFI事業導入可能性調査について報告】

松田課長 : 【平成27年度末・平成28年度当初柏原市立学校園教職員人事異動について報告】

【柏原市立小・中学校の適正規模・適正配置審議会からの答申について報告】

野間課長 : 【柏原市立小中学校の安全な組み体操の指導についての報告】

【平成28年度教育研究所に関する主要事業計画について報告】

三宅委員長 : それでは、他に報告事項がなければ、閉会といたします。次回の平成28年第4回定例教育委員会会議につきましては、平成28年4月13日(水)、午後4時00分からの予定となっておりますが、よろしいですか。

委員全員 : (了承)

三宅委員長 : 会議終了にあたりまして、山崎 職務代理よりご挨拶をお願いします。

山崎委員 : 以上をもちまして、平成28年第3回定例教育委員会会議を終了します。本日はありがとうございました。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成28年3月25日

柏原市教育委員